

## 人間文化研究機構本部センター事務室規程

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第135号

### (設置)

第1条 人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター（以下「推進センター」という。）及び人間文化研究機構総合情報発信センター（以下「発信センター」という。）の事務を行う共通事務組織として、人間文化研究機構本部センター事務室（以下、「センター事務室」という。）を置く。

### (室長)

第2条 センター事務室に室長を置き、事務局長をもって充てる。

2 室長は、機構長の監督の下、推進センター長及び発信センター長の命を受け、センター事務室の事務を掌理する。

### (室次長)

第3条 センター事務室に室次長を置き、事務局企画課長をもって充てる。

2 室次長は、上司の命を受けてセンター事務室の事務を処理する。

### (係の設置)

第4条 センター事務室に、推進センター及び発信センターに係る事務を分掌するため、次の2係を置く。

(1) 研究推進センター係

(2) 情報発信センター係

2 研究推進センター係においては、推進センターに関する事務及びセンター事務室の他の係の所掌に属さない事務を処理する。

3 情報発信センター係においては、発信センターに関する事務を処理する。

### (係長等)

第5条 第4条第1項に規定する係に、係長及び主任を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。

3 主任は、上司の命を受け、その係の事務を処理する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。